

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第11号	さいたま市教育委員会会議規則の一部を改正する規則	令和3年8月31日
教育委員会 規則第12号	さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則	令和3年10月26日
教育委員会 規則第13号	さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止する規則	令和3年10月26日
教育委員会 規則第14号	さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則	令和3年10月26日
教育委員会 規則第15号	さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年10月26日
教育委員会 規則第16号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年10月26日
教育委員会 規則第17号	さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	令和3年10月26日

さいたま市教育委員会規則第11号

さいたま市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会会議規則（平成13年さいたま市年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信機器を用いた会議の開催）</u></p> <p><u>第2条の2 教育長が必要と認めるときは、情報通信機器を用いて、相互に音声及び映像の送受信を行う方法で会議を開催することができる。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、情報通信機器を用いた会議の開催等に際し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第12号

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第13号

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止する規則

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第14号

さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第4条 教職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号。次項において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、停職にされ、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、又は自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている教職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給することができる。</p>	<p>第4条 教職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第18号。次項において「自己啓発等休業条例」という。）第3条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、停職にされ、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、又は自己啓発等休業条例第3条の規定により自己啓発等休業をしている教職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第15号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第3</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第</p>

3号) 第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

19号) 第3条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第16号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（期末手当の支給を受ける教職員）</p> <p>第2条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている教職員</u></p>	<p>（期末手当の支給を受ける教職員）</p> <p>第2条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）第3条の規定により自己啓発等休業をしている教職員</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第17号

さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例附則第6項の教育委員会規則で定める教職員）</p> <p>第2条 条例附則第6項の教育委員会規則で定める教職員は、教育職員のほか、学校栄養職員又は事務職員で次に掲げる教職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 施行日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある教職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号。次条第1項第1号及び第4条第4項において「市教職員初任給等基準規則」という。）第34条（施行日前の期間にあっては、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第12号。以下「県学校職員初任給等基準規則」という。）第36条）、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第8条（施行日前の期間にあっては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第8条）、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第6条（施行日前の期間にあっては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年埼玉県条例第72号。以下この号において「県公益的法人等派遣条例」という。）第6条）、</p>	<p>（条例附則第6項の教育委員会規則で定める教職員）</p> <p>第2条 条例附則第6項の教育委員会規則で定める教職員は、教育職員のほか、学校栄養職員又は事務職員で次に掲げる教職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 施行日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある教職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号。次条第1項第1号及び第4条第4項において「市教職員初任給等基準規則」という。）第34条（施行日前の期間にあっては、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第12号。以下「県学校職員初任給等基準規則」という。）第36条）、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第8条（施行日前の期間にあっては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第8条）、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第6条（施行日前の期間にあっては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年埼玉県条例第72号。以下この号において「県公益的法人等派遣条例」という。）第6条）、</p>

さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第10条（施行日前の期間にあつては、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号）第10条）又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第33号）第10条（施行日前の期間にあつては、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号）第10条）の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの

ア～ク [略]

(4)・(5) [略]

さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第10条（施行日前の期間にあつては、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号）第10条）又はさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）第11条（施行日前の期間にあつては、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号）第10条）の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。）をされたもの

ア～ク [略]

(4)・(5) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。